

前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第 199 回

刻々と世界が変化しています。日本も変化しています。変化に対応できなければ、荒波に放り出されます。勝ち残れません。たとえば、こんな変化があります。

1. 大企業の力が弱くなってきています。大企業から零れる水もだんだん少なくなっています。(ダムの水も枯れてきています)
2. ガソリン、原料の価格は上昇一方で、自社の利益を減らし、さらに消費価格にも跳ね返ってきています。
3. 人材不足や法律（労働基準法、社会保険法）の改正で、人件費が高騰しています。
4. 皆様の思考回路も硬くなっていませんか？
5. 天変地異も予見されています。(今年の 9 月は東海地方に大地震が起きるとか！！)

どう対応しましょうか？どう先手を打ちましょうか？

- ① 人の使い方について黒田如水の名言がありますね。
「人の良し悪しを嫌うな、人の良し悪しは使う側によって作られるものだ」

厳しいですね

- ② 同じく黒田如水の名言
「高い目線から情勢の分析へと進めば、方向性が透けて見えてくる」

- ③ 自社の得意なことを極めよう、これが勝つコツだ

さて、今年も混迷の中を頑張って生き抜きましょう。
できるだけ新聞を読み、そして頭を柔軟にしましょう！！

前田の《今人生を語る》第 105 回

今回は少し、人生の、そして経営の教訓を一言述べさせていただきます。

「我が悪をいう者は、我が師なり」
「我が好をいう者は、我が賊なり」

悪は欠点、好は誉め言葉です。
上の意味、お分かりになりますね。
当たり前の言葉ですが、なかなかできません。
お互い日頃からよりよきリーダーとなるために注意しましょう。

住民税の住宅ローン控除

鳥居 功一

昨年（平成 19 年）から始まった、国から地方への「**税源移譲**」により、ほとんどの方は平成 19 年 1 月から所得税が減り、その分 6 月から住民税が増えています。これに伴い、所得税から控除できる住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）額が減る場合があります。そこで、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額がある方は平成 20 年度の個人住民税から控除できるようになりました。

- ◎ 対象となる方
平成 11 年から平成 18 年までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方のうち一定の方、**給与収入のみで、年末調整をされた方**は源泉徴収票の摘要欄「住宅借入金等特別控除可能額」に記載があり、この金額が「住宅借入金等特別控除の額」より大きい場合、この規定の対象となります。

- ◎ 申告期限
平成 20 年は **3 月 17 日**

- ◎ 提出書類・提出先
所得税の**確定申告**をする方は**税務署**へ
" " **しない方は住民票のある市区町村**へ
住民税住宅借入金等特別税額控除申告書を提出する。

(注) ① 各市町村で対応が異なりますので、役場HP等で確認して下さい
② この規定の適用を受けるためには、毎年申告が必要となります